

事務連絡
令和6年4月1日

障害福祉サービス等事業所 開設者 様

富山県厚生部障害福祉課長
富山県厚生部健康対策室健康課長
[公 印 省 略]

令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について

日頃より、本県の障害福祉行政の推進について、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月・5月に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧3加算）、並びに6月以降に福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）を算定される場合は、各指定権者へ「福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書」をご提出いただく必要があります。

つきましては、必要書類を下記により提出してください。

記

1 提出書類

(1) 処遇改善計画書[別紙様式2]

※同一法人内の事業所数が10以下の事業者については小規模事業所用計画書[別紙様式6]を用いて提出することが可能です。

※令和6年3月時点で加算未算定であり、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合には加算未算定事業所用計画書[別紙様式7]を用いて提出することが可能です。

(2) 介護（障害児）給付費算定に係る体制等に関する届出書[加算状況1又は加算状況3]

(3) 介護（障害児）給付費算定に係る体制等状況一覧表[加算状況2又は加算状況4]

※令和6年度から当該加算の算定を開始する場合又は加算区分を変更する場合に提出願います。

※旧3加算の区分変更に係る一覧表と新加算に係る一覧表の様式が異なりますので、ご注意ください。

2 提出先

各指定権者（別紙「提出先一覧」参照）

<提出先が県の場合>

原則、電子申請で、ファイル形式を変更せずにご提出ください。

《電子申請の場合》

提出用フォーム <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/37cKDJVn>

《郵送の場合》

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部障害福祉課（又は健康対策室健康課）

※封筒に「令和6年度処遇改善計画書在中」と記載（朱書）願います。

3 提出期限

- 令和6年4月・5月に旧3加算を算定し、6月から新加算を算定する場合

令和6年4月15日(月)【必着】

※令和6年6月以降の新加算分について、令和6年4月15日までに処遇改善計画書が提出された場合は、6月15日まで変更を受け付けます。

- 年度の途中(令和6年7月以降)から算定する場合

加算算定開始月の前々月の末日(例:7月1日から算定する場合は5月末日)

※事前にメールにてご連絡ください。

4 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う主な改定事項

- 処遇改善に係る加算を一本化

- ・令和6年4月及び5月分の3加算(処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算)と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式として提示。
- ・新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に考慮し、令和6年度中は要件等について経過措置期間を設ける。

5 留意事項

- 加算算定及び計画書の作成にあたっては、厚生労働省及び子ども家庭庁からの通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び子ども家庭庁支援局障害児支援課長通知)等を必ずご確認ください。
- 令和6年度の計画書の様式は、令和5年度の計画書の様式とは異なっておりますのでご注意ください。

6 お問い合わせ先

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号:050-3733-0230

受付時間:9:00~18:00(土日含む)

【事務担当】

障害福祉課自立支援係、地域生活支援係
健康対策室健康課精神保健福祉担当